

新方領耕地整理事業（上）

新方領耕地整理は、現代に残る大事業であった。その規模においても全国一であり、事業の進捗状況についても、また政争の中においても、特筆される事項の多かつた歴史的な耕地整理事業でもあった。

この耕地整理に関係した区域は、二町七ヶ村（粕壁町・大沢町・川通町・豊春村・武里村・大袋村・桜井村・新方村・荻島村）と増林村の一部で総面積四一四五町歩（四二四五ヘクタール）であった。二町七ヶ村とは、現在の岩槻市（川通）春日部市（粕壁・豊春・武里）越谷市（桜井・新方・大袋・大沢・荻島と増林）の三市内である。

新方領と云う名称の由来は、当地方が江戸時代に使用された領域名の大半を占めているところから新方領耕地整理組合と称したと伝えられている。新方領のほかに越谷領（大沢町・荻原村）岩槻領（川通・豊春・大袋村の各一部）がある。この耕地整理事業の起点は、当初粕壁町や新方村が明治二十八年に耕地整理法（旧法）が改正されたため、明治四十年六月、耕地整理を計画して県にその出願をしたのが契機となったものである。

当地方は、一般に低地のため湿田が多く、水利の便が皆無の土地も混在する劣悪の耕地であった。用水源は、元荒川・古利根川・見沼代用水より分流する黒沼笠原沼用水路の三水源によって灌漑されている。用水の利用できる地域は全区域の三分の二程度、残る三分の一は旱天が続けばたちまち地割を生ずる区域であった。用水の利用できる区域にあつても、そのほとんどが用悪水兼用の水路であつて水路も土地の自然勾配に従つて流れているため、水の流れも悪く高場では水路の堰を設けて水位を高めて利用したり、水車によつて汲み揚げたりして用水を使用したため、低地では水が少なくなり灌漑にも困難をしていた。また排水は、千間堀・須賀堀・小会川の三大排水路があつた。しかし水路の勾配や断面等が不統一のため排水良であり、水路の能力も失つてゐる場所が多かつた。このため豊春の上・下大增新田・谷原新田や武里の大場・増田新田・中野・薄谷・一の割・粕壁の西側等は恒常的な湛水地で一見して沼地を見誤まるほどで、深い所は四尺（一・二尺）浅い所で二尺（六十センチ）以上の水深があり、六ヶ月以上も減水することがない状況であつた。

交通運搬については、区域内の東側に東武鉄道と平行して南北に日光街道が通過し、東西には県道岩槻新道、県道岩槻・野田線、県道岩槻・越谷線が通過している以外は、耕地内には集落を連絡する里道が僅かに存在す

る程度でその他は道路としての形体を保っているものは皆無に等しく、あっても曲がりくねっていてその用に供されなく、さらに排水不良のために道路は崩れて、泥濘脛を没する有様で、車馬の通行は不可能のため農耕には田舟・小舟等または人の肩にたよって運搬される状況であった。

つづく

初出「広報かすかべ 昭和五十五年六月」かすかべの歴史余話